民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第22条第1項の規定に基づき、愛知県有料道路運営等事業(以下「本事業」という。)の選定事業者が設立した、愛知道路コンセッション株式会社との間で、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約(以下「実施契約」という。)を締結したので、同条第2項の規定に基づき、実施契約の内容をここに公表します。

平成28年8月31日

愛知県道路公社 理事長 川崎 昭弘

愛知県有料道路運営等事業 実施契約の主な内容について

1. 事業名称

愛知県有料道路運営等事業

2. 事業の対象となる公共施設等の種類

愛知県道路公社(以下「公社」という。) が管理する有料道路等

3. 公共施設等の管理者等

愛知県道路公社 理事長 川崎 昭弘

4. 公共施設等運営権者(以下「運営権者」という。)の商号

愛知道路コンセッション株式会社 代表取締役社長 東山 基

5. 事業期間

(1) 運営権の存続期間

運営権(PFI法第2条第7項に定める公共施設等運営権をいう。以下同じ。)の存続期間は、実施契約に定める日に始まり、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号。以下「特措法」という。)第10条又は第11条に基づき国土交通大臣の許可を受けた、運営権設定路線の料金徴収期間の満了をもって終了する。

ただし、料金徴収期間の満了前であっても、徴収した料金収入をもって運営権設定路線の建設等に要した債務の償還等が完了した場合には、運営権の存続期間が短縮される場合がある。

運営権設定路線	存続期間終了期日		
知多4路線(南知多道路、知多半島道路、知多横断道路	平成58年 3月31日		
及び中部国際空港連絡道路を総称していう。以下同じ。)			
猿投グリーンロード	平成41年 6月22日		
衣浦トンネル	平成41年11月29日		
衣浦豊田道路	平成46年 3月 5日		
名古屋瀬戸道路	平成56年11月26日		

(2) 運営権存続期間の延長等

運営権存続期間中において、道路の改築や、橋梁の改築更新などの大規模更新(以下「改築等」という。)が必要となり、公社が、特措法第10条又は第11条の許可を受ける等によって料金徴収期間が延長される場合、公社は、当該改築等を本事業に含めるための実施契約の変更を協議するものとする。

6. 運営権対価の額

構造改革特別区域法(平成14年法律第189号。以下「特区法」という。)第28条の3第11項の規定に基づき認可を受けた、運営権の設定の対価の額(消費税及び地方消費税を除く。)は、以下のとおりである。

・知多4路線117,884,000,000円・猿投グリーンロード2,951,000,000円・衣浦トンネル9,955,000,000円・衣浦豊田道路5,414,000,00円・名古屋瀬戸道路1,496,000,000円

7. 公共施設等運営事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項及び契約終 了時の措置に関する事項

(1) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに、次の措置をとるものとする。ただし、いずれの場合においても、運営権者は、公社又は公社の指定する第 三者に対する引継ぎが完了するまでの間、自らの責任で本事業を継続するものとする。

ア 運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

運営権者の財務状況が著しく悪化し、その結果、本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、モニタリングに基づく改善指示を受けたにもかかわらず、一定期間の間に是正が認められない場合、その他PFI法第29条第1項第1号のいずれかに該当した場合には、公社は、実施契約を解除することができるものとする。

その場合において、運営権者は、公社に対して、実施契約に定める違約金を支払 うとともに、解除に起因して公社が被った損害額が違約金の額を上回るときは、そ の差額を支払わなければならないものとする。そのうえで、公社は、受領済の運営 権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価を返還するものとする。

イ 公社の事由により本事業の継続が困難となった場合

公社において、運営権設定路線を他の公共の用途に供すること、その他の理由に 基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合には、公社は、運営権者に対し、6か 月以上前に通知することにより、実施契約を解除することができるものとする。

その場合において、公社は、運営権者に対し、受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価を返還するとともに、解除に起因して運営権者に生じた費用の支払及び損失の補償を行うものとする。

例えば、特定の運営権設定路線において、料金徴収期間満了以前に償還が完了することとなった場合、公社が国土交通大臣許可を受けて料金徴収期間を短縮する場合があり、この場合、公社は、運営権者に対して、受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価を返還するとともに、解除に起因して運営権者に生じた費用の支払及び損失の補償を行うことになる。

また、運営権者は、公社の責めに帰すべき事由により、一定期間、公社が実施契約上の重大な義務を履行しない場合、又は実施契約の履行が不能となった場合等、 実施契約に定める一定の事由が生じたときは、実施契約を解除することができる。

その場合において、公社は、運営権者に対し、受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価を返還するとともに、解除に起因して運営権者に生じた費用の支払及び損失の補償を行うものとする。

ウ 不可抗力等により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力、特定の法令変更等により、本事業の継続が困難となった場合には、公 社又は運営権者は、実施契約を解除することができる。

この場合において、当該解除までに生じた費用及び当該解除に起因して運営権者に生じた費用の分担については、所定の方法による。ただし、当該解除に起因して公社又は運営権者に生じた損失又は損害については各自の負担とし、お互いに損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。

(2) 融資機関と公社との協議

本事業の継続性を重視する観点から、事業の実施に支障をきたした場合において、 融資機関の介入により事業の修復を円滑に推進することを目的として、公社は、運営 権者に対し資金供給を行う融資機関と協議を行い、直接協定を締結することがある。

8. 別添資料

実施契約書のポイント

【別添資料】実施契約書のポイント

実施契約は、PFI 法第 22 条第 1 項に基づく運営権設定路線の維持管理・運営業務等に関する事項を包括的かつ詳細に規定したものである。

事業期間の開始日については、道路の担うべき公共インフラとしての役割を担保する観点等から、公社職員との適切な業務の引継期間を経て定めるものとする。

また、運営権者は、実施契約の締結の際に、運営権設定路線の利用者との責任分担等について、民事上の契約関係により適正に処理されるよう、供用約款を定めるものとし、実施契約において、その決定手続及び公表方法や、料金の額の公表方法を定めるものとする。

公社は、実施契約に基づき、利用者保護の観点から適切な内容の供用約款が定められ、 料金の額と合わせて適切に公表されているかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて 是正の指示等を行うことができる。

公社と運営権者は、実施契約のほか、土地建物賃貸借契約、譲渡対象資産譲受契約、及びその他必要な契約を締結するものとする。

第1章 総則

(1) 本事業の実施

- 本事業は、次に掲げる業務により構成される。
 - ① PFI 法第2条第6項に定める公共施設等運営事業としての各運営権設定対象施設 に係る維持管理・運営業務
 - ② 各改築業務対象施設に係る改築業務
 - ③ 附帯事業及び任意事業に係る業務
 - ④ その他本契約及び要求水準書に規定される業務

(2)維持管理・運営業務の収入

- ・ 運営権者は、各運営権設定対象施設に係る維持管理・運営業務を実施するにあたり、所定の方法に従い、利用料金を設定又は変更の上、各運営権設定対象施設の利用者(以下「利用者」という。)から利用料金を徴収することができる。
- ・ 利用者から徴収した利用料金その他本契約及び各運営権に基づき運営権者が実施 する当該維持管理・運営業務による運営収入は、全て運営権者の収入とする。

第2章 本事業実施の準備

(1) 本事業の実施体制等

・ 運営権者は、運営開始予定日までに、本事業を実施するために必要な体制を確保 する。

(2) 供用約款

・ 運営権者は、特区法第28条の3第3項の規定に基づく供用約款を定め、公表しなければならない。

第3章 維持管理・運営業務

(1)維持管理・運営業務の実施

・ 運営権者は、事業期間中、本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書 に定める条件に従い、自らの責任及び費用において、交通管理業務、維持業務、施 設点検及び修繕業務、危機管理対応業務並びに運営業務を実施しなければならない。

(2) 運営権設定対象施設に係る公社の瑕疵担保責任

- ・ 運営権者が維持管理・運営業務を実施した結果、運営開始日において既に存在したものとして発見し、運営開始日から 2 年以内に公社に対して通知した瑕疵(法令等上の瑕疵を含む。)等につき、公社がこれらの通知を正当と認めた場合には、次に掲げるいずれかの措置を講ずるものとする。
 - ① 公社自らの費用で修補等を行うこと。なお、運営権者による本事業の実施に著しい支障がない限り、修補等の時期については公社が決定する。
 - ② かかる瑕疵により運営権者に生じる追加費用を負担すること。
- ・ 上記の場合において、運営権者はかかる瑕疵に起因して運営権者に生じた費用の 支払及び損失(運営権者の逸失利益は2年分を上限)の補償を求めることができる。

第4章 改築業務

(1) 改築業務費用の構成

- ・ 改築業務の実施に必要な費用(以下「改築業務費用」という。)は、業務の実施に 要する原価(次項に掲げる原価の総称をいい、以下「業務原価」という。)、建設マネジメント業務に要するマネジメントフィー、CMr 事務費及び運営権者の経費から構成されるものとする。
- ・ 業務原価は、調査原価、測量原価、設計原価、工事原価から構成される。
- ・ マネジメントフィーは、コンストラクションマネージャーの継続運営等に必要な 費用とする。
- ・ CMr 事務費は、コンストラクションマネージャーが行う業務のうち、オープンブックの導入、各種手続き及び国土交通省完了検査に要する費用とする。
- ・ 運営権者の経費は、運営権者の業務実施に必要な費用とする。

(2) オープンブック方式

・ 改築業務費用の算定及び支払に関する透明性を確保するため、運営権者は、公社

に対し、全ての業務原価に関する情報及び運営権者の経費に関する情報を開示する ものとする。

- 公社及び運営権者は、オープンブック方式の実施体制を整備する。
- ・ 運営権者は、内部監査の他に、運営権者が選定する第三者による監査を四半期ご とに実施し、その監査結果について、遅滞なく公社に報告を行うものとする。

(3) 改築業務費用の支払方法

・ 公社は、運営権者に対して、運営権者による改築業務の実施の対価として、改築 業務費用としてのコストプラスマネジメントフィーに、インセンティブフィーを加 算した金額を、所定の範囲内で支払う。

第5章 附帯事業及び事業区域内における任意事業

(1) 附帯施設の運営

- ・ 運営権者は、関連する各運営権設定対象施設に係る運営権の存続期間の満了日又 は当該運営権が取り消される日まで、本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権 者提案書に従い、附帯施設の維持管理及び運営を行うものとする。
- ・ 運営権者は、附帯施設の維持管理及び運営に係る一切の責任及び費用を負担し、 また附帯施設の運営により得られた収入を収受することができるものとする。

(2) 附帯施設の変更及び終了

- ・ 運営権者は、運営開始日以降に社会情勢の変化等やむを得ない事情がある場合は、 附帯施設の事業の内容の変更又は終了を公社に提案することができる。
- ・ 公社は、上記の提案に係る通知を受領した場合、附帯施設の事業の内容の変更又 は終了について運営権者と誠実に協議しなければならない。
- ・ 通知を受領してから 6 ヶ月以内に協議がまとまらなかった場合、公社及び運営権 者は、合意の上、本契約のうち当該附帯施設に係る部分を解約することができる。

(3) 事業区域内において運営権者が任意で行う事業

- ・ 運営権者は、事業区域内において、任意事業を行うことを公社に提案することができ、公社の事前の書面による承諾を得た場合には、当該承諾を得た任意事業の終了日又は関連する各運営権設定対象施設に係る運営権が終了する日まで、法令等を遵守して、当該任意事業を行うことができるものとする。
- ・ 運営権者は、当該任意事業に係る一切の責任及び費用を負担し、また当該任意事業により得られた収入を収受することができるものとする。

第6章 その他の事業実施条件

(1)要求水準の変更

- ・ 公社は、要求水準の変更事由が発生したと認める場合には、要求水準書を変更することができる。
- ・ 要求水準書の変更が公社の責めに帰すべき事由により行われた場合には、これに 伴う追加費用については公社の負担とする。
- ・ 要求水準書の変更が運営権者の責めに帰すべき事由により行われた場合には、本 契約に別段の定めがある場合を除き、これに伴う追加費用については運営権者の負 担とする。

第7章 適正な業務の確保

(1)協議会等の設置

・ 公社及び運営権者は、公社、運営権者及び運営権者が本事業を実施するにあたり 各業務を委託し、又は請け負わせた企業(以下「業務実施企業」という。)の間の情報共有、協議及び合意形成を円滑化し、安定的に事業を継続するため、愛知県、公社、運営権者等で構成される協議会、業務報告会及び連絡会議を設置する。

(2) セルフ・モニタリング

・ 運営権者は、要求水準を満たす方法によりセルフ・モニタリングを行い、その結果を記載した書面を公社に提出しなければならない。

(3) 公社によるモニタリング

- ・ 公社は、運営権者が要求水準を満たす方法により本事業を実施しているかについて、モニタリングを行う。
- ・ 公社が運営権者の実施する業務が要求水準を満たしていないと判断した場合、所 定の措置を講ずるものとする。

第8章 誓約事項

(1) 運営権者に係る株式等

- ・ 運営権者が議決権付株式、完全無議決権株式等を発行する場合、当該株式等の発 行を受ける者及びその譲受人は、時期を問わず、いずれも次に掲げる全ての条件を 満たさなければならない。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者で

あること。

- ③ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者である こと。
- ④ PFI 法第9条に定める各号に規定する欠格事由に該当しないこと。
- ・ 運営権者は、時期を問わず、無議決権持分を発行し又は発行させ、これを割り当 てる又は割り当てさせることができる。
- ・ 無議決権持分を保有する者は、自ら保有する無議決権持分につき、時期を問わず、 譲渡、担保提供その他の処分を行うことができる。
- ・ 運営権者は、時期を問わず、議決権付株式を発行し、基本協定書に基づきあらか じめ認められた者以外の者にこれを割り当てる場合には、公社の事前の書面による 承認を得なければならない。
- ・ 議決権付株式を保有する者は、自ら保有する議決権付株式につき、時期を問わず、 第三者に対して譲渡、担保提供その他の処分を行う場合には、公社の事前の書面に よる承認を得なければならない。ただし、他の議決権付株式を保有する者に対して 譲渡する場合を除く。
- ・ 公社は、議決権付株式を保有する者から、金融機関等のために、その保有する議 決権付株式に担保権を設定する旨の申請があった場合において、融資及び担保権設 定に関する契約書の写しが公社に提出され、かつ、協定書が公社と当該金融機関等 との間で公社の合理的に満足する内容にて締結されているときは、合理的な理由な くして承諾の留保、遅延又は拒否をしないものとする。
- ・ 公社は、議決権付株式の譲渡につき、当該株式の譲受人が要件を満たし、かつ、 当該譲渡が運営権者の事業実施の継続を阻害しないと判断した場合には、当該譲渡 を承認するものとする。
- ・ 代表企業は、運営開始日から 5 年を経過する日まで、自らの議決権付株式の譲渡 を行うことはできない。

第9章 責任及び損害等の分担

(1)物価変動に基づく報告及び確認

・ 公社及び運営権者は、事業期間中、各運営権設定対象施設に係る維持管理・運営 業務に係る費用(以下「本物価変動対象費用」という。)に関する市場変動による物 価の変動の有無及び割合につき、以下のとおり報告及び確認を行うものとする。

業務区分	維持管理の業務内容		提案する参考指標
1	交诵管理	·道路巡回業務	日銀公表の
	火 地 日	•交通管制業務	「消費税を除く企業向けサービス価格指数(総平均)」
2	維持業務	清掃関連業務	国交省公表の
		・植栽管理業務	「公共工事設計労務単価 軽作業員」
		・雪氷対策業務	
3		· 浄化槽等保守点検業務	日銀公表の
		・点検整備業務	「消費税を除く企業向けサービス価格指数(総平均)」
		•交通事故復旧業務	
4	施設点検および修繕業務 (再投下費に該当する業 務も含む)	・舗装、法面・函渠・擁壁、排水施設、橋梁、航路標識、 制振装置、トンネル、区画線、道路付属物、施設設備、 建築施設の点検および修繕業務	国交省公表の 「建設工事費デフレーター 道路補修」
		・自家用電気工作物の保安管理業務	
		・災害・事故復旧業務	
5	危機管理対応業務	・災害対策活動業務	日銀公表の
		・通行規制業務	「消費税を除く企業向けサービス価格指数(総平均)」
		- 緊急業務	
		·道路啓開業務	
6	運営業務	· 通行料金徴収業務	愛知県公表の
		・その他業務	「最低賃金」
7	その他		日銀公表の
			「消費税を除く企業向けサービス価格指数(総平均)」

(2) 物価変動に基づく費用の負担及び帰属

・ 物価変動に基づき増加又は減少した本物価変動対象費用については、公社又は運 営権者の負担又は帰属とする。

(3) 需要変動に基づく料金収入の帰属及び負担

- ・ 各運営権設定対象施設に係る各事業年度の実績料金収入の合計額が、当該各運営 権設定対象施設に係る各事業年度の計画料金収入の合計額と比較して、増加し、又 は減少した場合、当該増加し、又は減少した料金収入の帰属又は負担については、 以下のとおりとする。
 - ・6%以内の増加又は減少に止まる場合:運営権者の帰属又は負担
 - ・6%を超えて増加した場合:6%以内の分は運営権者の帰属、6%を超える分は

公社の帰属

・6%を超えて減少した場合:6%以内の分は運営権者の負担、6%を超える分は

公社の負担

(4) 競合路線の新規開設等に基づく料金収入の帰属及び負担

- ・ 予定競合路線の供用開始又は無料開放により増加し、又は減少した料金収入の帰属又は負担については、以下のとおりとする。
- ・減収を免れた金額相当額又は増収相当額:公社の帰属
 - ・減収相当額又は増収を逃した金額相当額:公社の負担

第10章 本契約の終了及び終了に伴う措置

(1) 事業期間

・ 本契約の事業期間(以下「事業期間」という。)は、本契約に別段の定めがある場合を除き、運営開始日から平成58年3月31日又は本契約の全部が解除された日までとする。

(2) 運営権者の事由による本契約の解除

- ・ 本契約締結後、事業期間が終了するまでの間に、次に掲げる事由が発生した場合、 公社は、運営権者に対して書面により通知した上で、本契約の全部又は一部を解除 することができる。
 - PFI 法第29条第1項第1号に規定する事由が生じたとき。
 - ② 運営権者が破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続について運営権者の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者(運営権者の取締役を含む。) によってその申立てがなされたとき。
 - ③ 運営権者が本契約に基づいて公社に提出した報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。
 - ④ 運営権者が運営権対価等を所定の支払期日を過ぎても支払わないとき。
 - ⑤ 運営権者が各業務(任意事業に係る業務を除く。)に関して業務実施企業の変更 後もなお要求水準を満たしていないと公社が判断したとき。ただし、本号に基づ き解除される本契約の範囲は、当該判断の対象となった業務に係る部分に限る。
 - ⑥ 運営権者が愛知県公共工事請負契約約款第43条の3(暴力団等排除に係る解除) 第1項各号のいずれかに該当するとき。
 - ⑦ 前各号に掲げる場合のほか、運営権者が本契約に違反し、その違反により本契 約の目的を達することができないと公社が認めたとき。

(3) 公社の任意による解除、公社の事由による本契約の解除

- ・ 公社は、運営権設定対象施設を他の公共の用途に供する場合その他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合(各運営権設定対象施設の建設等に要した債務の償還が完了した場合を含む。)又はその他公社が合理的に必要と認める場合には、6ヶ月以上前に運営権者に対して通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- ・ 公社の責めに帰すべき事由により、公社が本契約上の公社の重大な義務に違反し、本事業の実施が著しく困難になった場合において、運営権者から60日以上の当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合又は本契約の履行が不能となった場合、運営権者は、解除事由を記載した書面を送付することにより、本契約の全部又は一部

を解除することができる。

(4) その他の事由による解除・解約

- ・ 公社又は運営権者は、法令改正又は不可抗力に係る規定に従い、本契約の全部又 は一部を解除することができる。
- ・ 公社及び運営権者は、附帯施設の変更及び終了に係る規定に従い、本契約の一部 を合意解約することができる。

(5) 運営権設定対象施設の引渡し

- ・ 運営権者は、理由の如何を問わず、各運営権の終了に際して、当該運営権に係る 運営権設定対象施設が要求水準書に適合した状態で公社に当該運営権設定対象施設 を引き渡さなくてはならない。
- ・ 運営権者から公社に引き渡された運営権設定対象施設につき、その運営期間中に おいて既に存在していた瑕疵(法令等上の瑕疵を含み、運営開始日において既に存 在していたものを除く。)で、要求水準書に従って維持管理・運営業務を実施してい なかったことによる瑕疵として、当該運営権の終了日から2年以内に公社が運営権 者に通知した場合については、運営権者は修補等により生じた費用を負担するもの とする。
- ・ 上記により通知されたものを除き、運営権者から公社に引き渡された運営権設定 対象施設につき瑕疵があった場合、運営権者は公社に対して一切責任を負わない。

(6) 違約金等

- ・ 運営権者の事由により本契約が解除された場合、運営権者は、以下に定める額を 違約金として公社の指定する期限までに支払わなければならない。
 - ① 運営権設定対象施設(改築業務対象施設を除く。) 解除された運営権設定対象施設ごとに、解除の時期を問わず、当該運営権設定 対象施設に係る運営権対価年額相当額の10%に相当する金額

② 改築業務対象施設

解除された改築業務対象施設ごとに、解除の時期を問わず、当該改築業務対象施設に係る改築業務対象施設別改築業務費用(ただし、改築業務が完了し公社が引渡しを受けている改築業務費用を控除する。)の10%に相当する金額

・ 運営権者は、解除に起因して公社が被った相当因果関係の範囲内にある損害額が 違約金の額を上回るときは、その差額を、公社の請求に基づき支払わなければなら ない。

(7) 損失補償等

- ・ 公社の任意又は公社の事由により本契約が解除された場合、運営権者は解除に起因して運営権者に生じた費用の支払及び損失(運営権者の逸失利益は2年分を上限)の補償を求めることができる。
- ・ 法令改正又は不可抗力に係る規定により本契約が解除された場合、当該解除までに生じた費用(本事業に係る資産に対する資本的支出(未償却部分に限る。)を含む。)及び当該解除に起因して運営権者に生じた費用(ブレークファンディングコストその他の合理的な範囲の金融費用を含む。)の分担については、所定の方法による。ただし、当該解除に起因して公社又は運営権者に生じた損失又は損害については各自の負担とし、お互いに損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。
- ・ 附帯施設の変更及び終了に係る規定により本契約が解除された場合、公社及び運 営権者はお互いに合意解約による損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。

(8) 運営権の存続期間満了後の運営権設定対象施設

・ 本契約の事業期間が終了するまでの間に、運営権の存続期間の満了により当該運営権が取り消された運営権設定対象施設につき、公社が愛知県と協議の上、本契約上の当該運営権設定対象施設に係る条件と同様の条件にて愛知県と運営権者が新たな委託契約を締結することが、当該時点における法令等に反するおそれがないと認めた場合には、公社は、運営権者に対して愛知県との間で当該法令等に反しない限度で当該委託契約の締結に関する協議を行うよう求めることができる。かかる場合、運営権者は、愛知県との間で誠実に協議を行うものとする。

第11章 知的財産権(省略)

第12章 雑則(省略)